

藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務
公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

公益財団法人藤井寺市地域サービス公社（以下「当財団」という。）が管理運営を予定している藤井寺市立市民総合会館の舞台操作業務を委託するにあたり、高い技術と豊富な経験等を有する最良な受託候補者を選定することを目的に公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

2. 業務内容

（１）業務名

藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務

（２）履行場所

藤井寺市北岡 1－2－3 藤井寺市立市民総合会館本館

藤井寺市北岡 1－2－8 藤井寺市立市民総合会館別館

（３）委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 1 年間

※受託者の業務実績及び履行状況が良好であると認められる場合は、業務の継続性を考慮し、随意契約により複数年度にわたり継続して契約を締結できるものとする。

（４）業務の内容

別紙 藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務仕様書のとおり

（５）受託候補者決定方式

公募型プロポーザル方式

3. スケジュール

1	募集要項配布期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）から 令和 8 年 7 月 1 4 日（火）まで
2	募集要項等に関する質問締切	令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時まで
3	募集要項等に関する質問回答	令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午後 5 時まで
4	参加希望書提出締切	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）午後 5 時まで
5	提案書提出締切	令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 5 時まで
6	受託候補者の審査	令和 8 年 8 月上旬
7	受託候補者の決定	令和 8 年 8 月中旬
8	受託候補者選定結果通知	令和 8 年 8 月中旬

4. 参加資格

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の事業者でないこと。
- (2) 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、業務責任者及び主たる業務担当者を必ず置くこと。
- (4) 本業務を一括再委託しない者であること。

5. 提案に関する留意事項

- (1) 費用負担について
提案書作成に関する費用など、必要な費用は全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いについて
 - ①提出された書類は返却しない。
 - ②提出期限後における提案書等の追加・修正・差替・再提出は認めない。
 - ③事業者から募集要項等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、当財団はその使用权を持つものとする。
 - ④このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、当財団の情報公開規則に基づき提出された書類を公開することがある。
 - ⑤提案書等の提出は1社につき1案とする。
- (3) 失格事項
次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①参加資格を満たしていない場合
 - ②参加書類に虚偽の記載があった場合
 - ③提案書類を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合
 - ④募集要項、仕様書等で示された内容に適合しない書類の提出があった場合
 - ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥見積書に記載された金額が提案上限額を超えた場合
- (4) その他
 - ①当財団が提示する質問に対する回答書（質疑回答書）は、本募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
 - ②質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めたときは、質問に回答しないことがある。
 - ③事業者は参加希望書の提出をもって、募集要項、仕様書及び関係資料に記

載された内容を承諾したものとみなす。

- ④参加希望書、参加申込書提出後に参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第8号）を提出すること。
- ⑤提案書作成にあたっては、募集要項、仕様書及び関係資料を踏まえた上で、作成すること。

6. 参加希望書の提出

本業務の提案希望者は、提出期限までに必ず参加希望書を提出すること。

（1）参加希望書の提出方法

参加希望書（様式第1号）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、参加希望書提出後に電話により受信確認を行うこと。

（2）提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時までとする。

（3）送信先アドレスおよび確認先電話番号

公益財団法人藤井寺市地域サービス公社

メールアドレス city-fujiidera-kosha@marble.ocn.ne.jp

電話番号 072-937-2321（午前9時から午後5時まで）

7. 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

（1）質問の提出方法

質問書（様式第7号）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

※参加希望書を提出されていない事業者については、質問書の提出を受け付けない。

（2）受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月8日（水）午後5時まで

（3）回答方法

令和8年7月14日（火）午後5時までに参加希望書に記載されたメールアドレス宛に提供する。

（4）送信先アドレスおよび確認先電話番号

公益財団法人藤井寺市地域サービス公社

メールアドレス city-fujiidera-kosha@marble.ocn.ne.jp

電話番号 072-937-2321（午前9時から午後5時まで）

8. 提案書等の提出要領

本業務の提案希望者は、以下のとおり提案書等を提出すること。なお、参加希望書を提出されていない事業者については、提案書等の提出を受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年7月29日(水) 午後5時まで

(2) 提出先

〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-3

公益財団法人藤井寺市地域サービス公社プロポーザル担当

(3) 提出方法

①提出先への持参のみ(※郵送等不可)

②提出部数6部(正1部、副5部)

③A4判用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、A4判フラットファイルに綴じること。

④正本1部は、フラットファイルの表紙及び背表紙に「藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務 提案書類」と事業者名を記載し、「(4) 提出書類」に掲げる必要な全ての書類を綴じること。

⑤副本5部は、フラットファイルの表紙及び背表紙に「藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務 提案書類」とのみ記載し、「(4) 提出書類③企画提案書」のみを綴じること。

(4) 提出書類

①参加申込書(様式第2号)

②会社概要調書(様式第3号)

③舞台操作業務の受託実績(様式第4号)

④業務提案見積書(様式第5号)

⑤企画提案書(様式第6号)

下記の項目について、10頁以内(片面換算)に簡潔に記載し、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、提案者を特定できる表示は一切付してはならない。フォントサイズは10ポイント以上とする。

(ア) 業務に対する考え方(様式第6号一ア)

(イ) 業務の安定的な履行体制(様式第6号一イ)

(ウ) 経費の効率性(様式第6号一ウ)

⑤添付書類(写し可)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 直近3期分の収支(損益)計算書、貸借対照表

(ウ) 過去1カ年の国税及び府民税・市町村民税の納税証明書

※証明年月日が申請書提出時の3カ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務委託契約プロポーザル審査会において、提出書類に記載された内容、見積金額等を評価し、一定の基準を満たしかつ総合計点が最も高い提案をした受託候補者を選定する。

(2) 審査基準

藤井寺市立市民総合会館舞台操作業務委託契約プロポーザル審査基準のとおり（別紙1）

(3) 事業者の再募集

評価の結果、適切な事業者がいなるときは再募集する場合がある。

(4) 選定結果の通知・公表

①選定結果について、全参加事業者に電子メールで通知を行う。

②選定結果について、選定されなかった者は当財団に対して、選定結果通知日から7日以内に説明を求めることができる。

③選定結果通知日の翌日に、下記項目について藤井寺市立市民総合会館ホームページで公表するとともに、当財団において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 受託候補者の名称、総合計点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加事業者の総合計点

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10. 契約の締結

受託候補者に決定した事業者と委託料の額、その他契約条件について契約協議を行い、協議が成立したときは委託契約を締結します。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

11. 問い合わせ先

公益財団法人藤井寺市地域サービス公社

担当者 保野

〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-3

メールアドレス city-fujiidera-kosha@marble.ocn.ne.jp

電話番号 072-937-2321（午前9時から午後5時まで）